

第二百十二回国会

参议院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第三号

令和五年十二月六日(水曜日)

午前十時二十六分開会

委員の異動

十二月一日

辞任 永井 学君

補欠選任 高橋 克法君

十二月五日

辞任 高橋 克法君

補欠選任 永井 学君

中西 祐介君

越智 俊之君

出席者は左のとおり。

委員長 藤川 政人君

理事 青木 一彦君

今井絵理子君

江島 潔君

高橋はるみ君

田島麻衣子君

窪田 哲也君

清水 貴之君

委員 青山 繁晴君

朝日健太郎君

有村 治子君

上野 通子君

白井 正一君

越智 俊之君

大家 敏志君

白坂 亜紀君

永井 学君

本田 顕子君

松山 政司君

三原じゅん子君

勝部 賢志君

古賀 之士君

塩村あやか君

徳永 エリ君

水野 素子君

秋野 公造君

河野 義博君

安江 伸夫君

猪瀬 直樹君

音喜多 駿君

浜口 誠君

舟山 康江君

紙 智子君

山下 芳生君

高良 鉄美君

上川 陽子君

自見はなこ君

深澤 陽一君

中西 涉君

田村 公一君

水野 敦君

望月 明雄君

矢作 修己君

竹谷 厚君

外務省大臣官房 審議官

外務省大臣官房 参事官

外務省大臣官房 参事官

外務省大臣官房 参事官

外務省北米局長

外務省欧州局長

外務省国際協力局長

水産庁資源管理部長

環境省大臣官房 審議官

環境省大臣官房 環境保健部長

防衛省大臣官房 防衛官

防衛省地方協力局長

防衛装備庁プロジェクト管理部

北村 俊博君

藤本健太郎君

林 誠君

高橋美佐子君

有馬 裕君

中込 正志君

遠藤 和也君

魚谷 敏紀君

前田 光哉君

神ノ田昌博君

井上 主勇君

山野 徹君

片山 泰介君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査 (政府開発援助等の諸方針に関する件) (沖縄及び北方問題に関する諸施策に関する件)

○委員長(藤川政人君) ただいまから政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、中西祐介君が委員を辞任され、その補欠として越智俊之君が選任されました。

○委員長(藤川政人君) この際、深澤外務大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。深澤外務大臣政務官。

○大臣政務官(深澤陽一君) おはようございます。政府開発援助等及び沖縄・北方問題について、上川大臣を補佐し、外務大臣政務官としての職責を全うすべく尽力してまいります。藤川委員長始め、理事、委員各位の御支援と御協力を心からお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(藤川政人君) 御苦労さまです。深澤外務大臣政務官は御退席いただいたて結構です。

○委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房アイヌ総合政策室次長田村公一君外十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤川政人君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤川政人君) 政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査を議題とし、政府開発援助等の諸方針に関する件及び沖縄及び北方問題に関する諸施策に関する件について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○田島麻衣子君 憲民主・社民の田島麻衣子で

す。

上川外務大臣、そして自見大臣、関係者全ての皆様、今日はどうぞよろしく願います。

私は、ODAについて、特に、女性・平和・安全保障、WPSについて上川大臣に質問したいと思います。

十二月一日の当委員会における所信表明では、大臣は、女性・平和・安全保障、すなわちWPSに関してもしっかりと取り組むと発言がありました。WPSの推進は、人道支援、復興におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護及びジェンダー平等の促進はもちろんのこと、国際的な地位における女性のエンパワーメントの観点からも大変重要であると考えております。

日本政府、外務省は、二〇〇〇年に平和、安全保障の文脈に女性を関連付けた初めての安保理決議第千三百二十五号が採択されて以降、決議のための行動計画を策定してきており、本年から令和十年を計画期間とする第三次行動計画が策定されております。安保理決議履行のためにも、行動計画に基づき、実効性のある形で各種施策を実施していることが求められると考えております。

そこで、大臣に伺いたいと思います。
日本外交の主要政策として、WPS、すなわち女性・平和・安全保障の分野を力強く推進していくために、具体的にどのような取組に力を入れていくつもりでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 自身、外務大臣就任前から、このWPS、ウーマン・ピース・アンド・セキュリティの課題につきまして取り組んでまいりました。現在は外務大臣として、外務省の中で政策をしっかりと位置付けて、そして更に力強く推進していくことで取組を加速化しているところであります。

本年九月におきましては、国連ハイレベルウィークに際しましてニューヨークに出張した際には、「女性・平和・リーダーシップ」シンポジウムを始めとして様々なWPSの関連行事がございます。それに参加をしたところであります。ま

た、本年十月には、東南アジア諸国を訪問した際にも、あらゆる機会にWPSについて問題を提起し、いずれの際も先方からは大変前向きな反応を得てきているところでございます。

先般、APERCの閣僚会議に際しましてはサンフランシスコを訪問したところでありましたが、その際、「WPS+イノベーション」というシンポジウム開催に際しまして基調講演を行ってまいりました。講演におきましては、平和と安定が揺らいでいる現代におきまして、経済と平和と安定とを不可分のテーマとして議論すべきではないかとの問題提起を行いまして、パネリストの方々にWPSとイノベーションの相互作用について議論をしていただいたところでございます。

一連の外交活動を通じて、日本外交の一環としてWPSを推進していくことの重要性について改めて確信をしたところでございまして、確信をしたところでございまして、こうした活動につきましてでは精力的に続けてまいりたいと考えております。

○田島麻衣子君 この分野は、超党派、党派を超えて協力して進めていく分野と考えておりますので、是非頑張っていたきたいと思っております。

国連の話に移りますけれども、日本は二〇二三年一月一日より国連安保理で非常任理事国を務めています。この安保理理事国として日本がWPSの議論を国連の重要なアジェンダとして推進し、WPSに関する国際的な協力を進めていく上で、日本政府としてどのように取り組んでいられるつもりでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 女性・平和・安全保障、WPSは、女性や女兒の保護や救済に取り組むみつつ、女性自身が指導的な立場に立つて紛争の予防やまた復興、平和構築に参画をすることでより持続可能な平和に近づくことができる、そうした考え方に立っているところであります。紛争下において特に影響を受けるのは、女性や子供など脆弱な立場にいる人々でございます。国際情勢が

不透明さを増す中でありまして、そういう中におきまして、WPSの考え方はますます重要になっていると認識をしております。

日本政府は、これまでも、国連を含む国際機関、またJICAを通じて、中東、アフリカ諸国、アジア等の紛争影響国におきまして、性的暴力の被害者の保護や、また女性の経済的エンパワーメントに資する支援を実施してきております。今国会におきましても、先日、ウクライナやまた中東地域向けの緊急人道支援策を含む補正予算について御承認をいただいたところでございます。

我が国のこの支援案件の形成に当たりましては、緊急支援から復興に至る全てのフェーズにおきましてWPSの考え方を積極的に取り入れていく考えでございます。その際には、防災、災害対応への取組に係る我が国の知見も踏まえていくことが重要と考えております。これらの取組をしっかりと実施しつつ、我が国が掲げる人間の安全保障など、人間中心の外交の一環として力強く発信してまいりたいというふうに考えております。

また、安保理理事国でございまして、この安保理における議論にも積極的に貢献し、WPS推進に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○田島麻衣子君 ありがとうございます。
女性の外務大臣として、是非とも国連でもこのWPSの議論、リーダーシップ取っていただきたいいなというふうに期待しております。

次に、外務省が二〇二三年九月に発表しました戦略文書、パートナーとの共創のためのオファ型協力について伺いたんですが、この中で、資源と人材を集中的に投下し戦略的に取り組む分野を、気候変動への対応、GX、そして経済強化、そしてデジタル化の推進、DXの三分野とする戦略文書を公表されています。

このWPSを推進していくためには、ジェンダー平等の促進もこうした分野の重点分野とするべきではないかというふうに考えますが、大臣の

御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) ジェンダー平等の促進につきましては、本年六月に閣議決定されました開発協力大綱におきましても、開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進する、そうしたことを明記をしているところであります。

同大綱におきましては、ジェンダー平等の推進を含むジェンダー主流化を開発協力の適正性確保のための実施原則の一つとして位置付けておりまして、重点分野の一つというよりは、全ての分野における開発協力の実施に当たりまして、分野横断的に当然考慮すべき重要原則であると考えるところであります。各案件におきまして勘案状況のチェックの在り方も含めまして、ジェンダー主流化の一層の徹底のための具体的な方策を更に検討してまいりたいと考えております。

御指摘がございましたオファ型協力の具体化に当たりましても、ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進、公正性の確保を図りつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○田島麻衣子君 ジェンダー主流化、それからWPSはクロスカテゴリー、横断的なテーマであるというふうな御回答、答弁いただきました。ありがとうございます。

最後の質問になると思いますが、上川大臣は今回の所信表明で、ODAの開発効果を最大化させるために、民間企業、公的金融機関、国際機関、NGO、地方自治体などとの連携を強化していくと発言されており、まさに多様なステークホルダーと連携しながら、エコシステム、すなわち強みを、お互いに協力しながら強みを生かして、より大きな効果を実践していくことが課題解決に必須となりますけれども、ジェンダー関連のODAにおけるこのエコシステム形成の見通しはあるかどうか、御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 開発協力のあらゆる段階におきましてジェンダー主流化を推進していく

ためには、多様な担い手の関与、協力を推進していくというところは極めて重要であると考えております。新たな開発協力大綱におきましても、様々な主体との共創を基本方針の一つとして掲げたいところでございます。

これまでも、例えば、国際機関や我が国の地方自治体との連携により途上国における防災や災害対応にジェンダーの視点を取り入れる技術協力や、途上国の金融機関との連携により女性の金融へのアクセス改善に寄与する事業を行ってまいりました。

今後、より一層連携を強化していくために、外務省におきましても、私の下で、省内横断的な連携を目的とした女性・平和・安全保障、WPSタスクフォースの設置を検討しているところでございます。そうした中におきましても、ODAに係る取組も更に検討をしてみたいというふうに思っております。

また、途上国政府機関や現地コミュニティ自身が、ジェンダー主流化の当事者として、SDGsを始めとする国際社会共通の目標につき適切に意識した上で行動していくことが重要と考えております。その観点から、まさにマルチステークホルダー・パートナーシップの考え方の中で、現地の大統領、またJICAの事務所とも連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

○田島麻衣子君 大臣のお取組は私も応援しておりますので、どうぞよろしく願います。

これをもつて、私の質問を終わりにさせていただきます。

○塩村あやか君 おはようございます。立憲民主・社民の塩村でございます。今日はよろしくお願いたします。

私は、今日は、大臣所信の中から、沖縄に係る問題について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

所信にありましたように、沖縄は、昭和四十七年の本土復帰以降、政府においては、沖縄の特殊事情に鑑み、多岐にわたる振興策に取り組んでき

たわけです。私は、さきの大戦における沖縄の特殊事情の中にフィリピンの残留二世の問題も入っているというふうに考えております。こうした認識、政府が持っているのか分かりませんが、もしも、本日はフィリピン残留日本人二世問題について質疑をしたいと思います。

資料一をまず御覧ください。

これは、残留二世の来日の渡航費用を募るクラウドファンディングの記事でございます。実は、ほかに方法がなくて、私とリーガルサポートセンターの代表理事が呼びかけ人となりまして、クラウドファンディングを立ち上げさせていただきました。

資料の二を御覧ください。この夏にダバオの、フィリピン・ダバオの日系人の慰霊祭に私は国会議員として初参加をいたしました。実際に多くの残留日本人二世の方とお会いをしております。多くがもう八十代と九十代になっておりました。私の参加を本当に心から歓迎をしてくださいます。終わった後に、私と写真を撮りたいということ、式典が終了して三十分も行列ができたというふうな状況になりました。それだけ日本人というアイデンティティーが彼女たちそして彼らの中に強く、そして愛着があるからこそ、毎年、七十八年たっても慰霊祭に参加を皆さんしているわけです。そうした皆さんの多くが無国籍になりました。戦後から今を生きていらっしやいます。

まず、委員の皆さんの理解のために、なぜ残留二世が今なお無国籍となつて生きていくことになつたのか、外務省に包括的な説明を求めます。

○政府参考人(林誠君) お答えいたします。まず、フィリピン残留日系人問題の経緯でございます。一九三〇年代後半の最盛期には、フィリピン人労働者が職を求めてフィリピンに移住しており、一九三〇年代後半の最盛期には、フィリピン残留邦人数は約二万四千人に達したとされております。しかしながら、第二次世界大戦とその後の混乱の中で、在留邦人の戦死や米軍による本邦へ

の強制送還などの結果、日本人と結婚していたフィリピン人配偶者とその子供、いわゆるフィリピン残留日系人の多くの方々がフィリピンに取り残されたところでございます。

これらフィリピン残留日系人の方々、大戦中から、フィリピン国内での反日感情の高まりにより、戸籍関係の書類を焼却するなど、身分を隠して生活せざるを得ない状況となり、そのため日本人父の国籍確認ができない状態となり、また、一九七三年まではフィリピン憲法が父親の国籍を基に子の国籍を認定する父系血統主義を採用しておりましたため、その多くの方々が無国籍の状態になりました。

その後、日・フィリピン関係の改善とともに徐々に反日感情が和らいだことを受けまして、一九八〇年のダバオ日系人会発足を皮切りにフィリピン各地に日系人会が組織されたほか、一九九二年にはフィリピン日系人会連合会が発足し、残留日系人が一体となつて国籍確認を求めるようになったところでございます。

また、フィリピン残留日系人問題の未解決の理由といたしましては、一九九五年以降、日本政府は、日系人会等の協力を得て実態調査等を通じて身元確認や就籍を進めてきたところでございますけれども、家庭裁判所等での就籍手続のために必要な過去の資料の収集等に時間を要しているといった課題があるというふうに認識してございまして、以上です。

○塩村あやか君 ありがとうございます。本日に二万四千人の方がいらっしやつて、そして戦後無国籍で生きてきて、今、NPOの助けもありながら就籍に取り組んでいるというのが現状で、今おさらいをしたように、戦後、反日感情の中で父親が日本人であるということや隠して生きていかなければならなかったということや無国籍になつてしまつていくということや、

お話を聞いていくと、父親がある程度分かったとしても、沖縄の特殊事情ということで、戦中に父親などの戸籍なども消失してしまつていくというふうなこともありまして、なかなか解決が今に至るまでスムーズにいついていないという理由がある。日本人として生まれたにもかかわらず、日本人にまだ国籍が回復しない、就籍ができない人が多数いる、そして多くの方が亡くなつてしまつていくというふうな状況が現状であるということや皆さんと共有をしておきたいというふうな思っています。

そこで、次の質問なんですけれども、出生当時、フィリピンも、今御説明がありましたように、そして日本も父系血統主義という形で、つまり、出生届などの書類があるかないかをおいておけば、当時フィリピンで生まれた父が日本人の子は日本人であるということに間違いはないか、これを外務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 御指摘のフィリピン残留日系人の方々、まさに今説明したとおりでございますが、日本人父の国籍確認ができない状態でございます。さらに一九七三年までフィリピン憲法が父親の国籍を基に子の国籍を認定すること、こうした父系血統主義を採用していたことから、その多くが無国籍の状態となつたところでございます。

また、一部の残留日系人は、母方の祖父等との養子縁組等を通じましてフィリピン国籍を取得するということになつたと承知をしております。フィリピン残留日系人の方々の高齢化が進む中におきまして、希望する方々の一日も早い国籍回復を始めとする支援、これを進める必要があると認識をしております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。フィリピンの方にも頑張つていただいて、フィリピンの国籍が取れるような応援もしていただいているというふうな聞いておりますけれども、御本人たちは基本的には日本の国籍を望まれている方も多いというところ、こもやっぱり共有しておきたいというふうな思っております。

無国籍であれ、証明する書類があれば日本人と

いうことは間違いないというふうに思いますから、日本人であるという前提で話を今日進めていきたいというふうに思っております。

資料の三、一と二、御覧ください。

これは招聘理由書と言われるものです。資料にありますように、親族の可能性のある家系が見付かったと、今回の訪日で父親方の親族の可能性のある人々と対面をする予定というところ、記入させていただいております。

残留二世である金城マサコさん、フィリピン名は口サ・コリアス・カナシロさんなんですけれども、そしてサムエル・オルミド・アカヒチさん、このお二人の身元が判明しつつあります。お二人とも沖縄に多い名字で、特にアカヒチさんという名字は沖縄特有の名字であると、今回の調査の結果、判明しております。これまで、日本に見捨てられたという気持ちもありながら、戦後七十八年間生きてきたお二人であります。

私は八月のダバオの日系人の慰霊祭の後、国会議員のこのバッジを付けて会わせていただきました。これは、日本の国会議員が日本人であるあなたに会いに来たという意思表示をさせていただきます。金城マサコさん、直接お会いに行きまして、彼女の複雑な気持ちを聞いてきました。それでもやっぱり日本を信じて、父の姿を写真でもいから一目見たい、親族と会いたい、日本を感じたいというふうに涙を流して私に訴えてくださいました。その姿が資料二の左側一番下の写真になります。

私は、そうした彼女たちの思いを日本として、そして日本人としてかなえるべきだというふうに感じます。国として責任を持って対応していくべきだともいうふうに思いましたけれども、何せ私、野党議員でございますから、何かを強力に進めていくというような権限もありませんし、限界に比較的短期間にぶつかってしまいました。ですから、クラウドファンディングをNPOと一緒に立ち上げさせていただいたという経緯になります。

そして、調査が進みまして、いよいよ来日が決まりました。クラウドファンディングに参加した皆さんだけではなくて、この調査やフィリピンとの交渉に、フィリピンの大使ですね、越川大使を筆頭に大使館や領事館の皆さんの絶大なる御支援、そして努力を重ねていただいた結果だということに聞いております。私もそういったことをすごい今回感じておりますので、こうした観点からも深い感謝をここで述べておきたいというふうに思っております。

残留二世なんですけれども、十二月十四日にフィリピンからまず福岡に到着をいたします。そして沖縄に向かうこととなります。先般の内閣委員会から私の方から、政府からも是非お迎えを一緒にお願いしたいというふうに要望をさせていただきました。御答弁としましては、外務省としましては、フィリピン残留日系人の問題についてこの対応を重視しております、御質問のあったこのお二人の出迎えにつきましては、今後何ができるかと検討してまいりたいとの御答弁をいただいております。

質問から半月以上、三週間が経過いたしましたので、来日も間近となりました。検討した結果、お伺いをさせていただきます。

○政府参考人(林誠君) お答え申し上げます。

委員御指摘の点につきましては、外務省といたしまして、フィリピン残留日系人の問題の対応は重視してきておるところでございますから、御指摘のありました出迎えを含め、今後何ができるか、引き続き今検討しているところでございます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。引き続き検討をしていただくということで、質問から半月たつてはいるんですけども、きつと多分誠実に検討を重ねている結果、特に外務省、今忙しいと思っておりますので、その辺りは理解はしております。できる限り何か伝わる結果を出していただけたらうれしいと思っております。是非、引き続き検討をお願いしたいと思っております。

続いてなんですけれども、出迎えに限らず、二名の来日に対して政府としてできることや検討をしていることがほかにあるのかお伺いをしたいと思います。ふうんと思っております。

コロナ禍以降、初となる来日になりまして、現在確認できる残留日本人というのはもう百五十一人しかいないんですね。百五十一人にまで減ってしまいました。

大臣の所信の言葉にありました、日本は責任ある主要国としてできることはほかにないのか、ないか、外務大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 外務省といたしましては、このフィリピン残留日系人の方々の高齢化が進む中におきまして、フィリピン残留日系人の方々への聞き取り調査を含め、一九九五年から計十七回の身元確認につながる実態調査を実施してきているところであります。

特に、直近の取組といたしましては、二〇一六年以降、当該聞き取り調査に在フィリピン日本大使館員及び領事館員を立ち合わせ、聞き取り調査の実施及びその内容を証明する証明書を発行しているほか、当該実態調査に係る書類作業の迅速化や、また、厚生労働省に対しまして残留日系人の親族の軍歴等の身元照会を支援をしているところでもあります。

フィリピン残留日系人の方々の一日も早い国籍回復等に向けまして、この実態調査の拡充を含め、フィリピン政府とも意思疎通しながら、これまでの取組を加速化させるための方策につきまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

○塩村あやか君 ごめんなさい、ちよつと私、多分理解ができていないと思うんですけども、今回の来日に対して何か政府としてできることはなにかというものを聞かせていただいた、今回の来日についても聞かされたらいいと思うんですけども、改めてちよつと聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

か。○国務大臣(上川陽子君) 今答弁申し上げたところでございまして、今委員からは出迎えを含めということ御指摘がございましたけれども、今どんなことができるのかということについて検討している状況でございます。なるべく早く結論を出していきたいというふうに思っております、よろしいでしょうか。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

先ほどの質問の出迎えと、そして今質問させていただきました、ほかに何かできることがないのか、出迎えができるかどうかというのも非常に微妙なところだというふうには私は思っておりますので、どちらの質問に対しても、何か、来ていただいた、来日していただいたお二人に対してできることがないかということをお二人に対して聞いてという御答弁だったと認識をしております。引き続き、日程も迫ってまいりましたので、是非、加速化して検討していただきたいと思っております。ありがとうございます。

フィリピンの残留日本人の二世は、父親の出身地が圧倒的に沖縄なんです。これ御存じだったでしょうか。戦前に日本人が移民として一番多く移住したのがハワイです。そして次がフィリピンになります。そして、フィリピンは、日本人だけでも五十万人が現地戦争の犠牲になっております。

そして、沖縄では、先ほども申し上げましたように、父親の戸籍などが消失しているということから無国籍になっている方も多いという歴史がございます。無国籍のまま残留日本人が今なお苦しんでいるのは、紛れもなく、戦前の移民政策とそして戦争の原因だと私は思います。

沖縄担当の特命大臣としまして、今回の来日のできることは是非何かやっていただけないかなというふうに思っております。例えば、沖縄での出迎え、そして、親族が気持

ちよく名のり出ることができる環境づくり、メディアでの呼びかけなど、そして、沖縄でお二人と対話をする時間などです。生存確認者は今も五百五十人まで減つてしまいました。日本の大臣がお会いをしてくださるといことは、七十八年分のある種の日本の不義理を埋めるということにもつながると私は考えています。

外務省がフィリピンで粘り強く日系人を支えてくださって今いるんですけれども、内閣府も政府の一員として、今回の来日に関して何か御協力をいただくことはできないのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(自見はな二君) お答えいたします。

お尋ねの件につきましては、政府としては、外務省において、これまでも残留日系人の実態調査等を通じ、身元の確認や国籍の回復を支援していることと承知をしております。

今回訪沖されるフィリピン残留日系人のお二人でございますが、沖縄県にルーツがあると思われる方々と伺っております。

現在、外務省において検討が進められており、私の立場から具体的なコメントは差し控えたいと思っておりますが、その上で申し上げます、戦前として戦後を通じて沖縄から海外に多くの県民が移り住んでおられると認識をしております。沖縄担当大臣としても、外務省における支援の検討状況を注意深く見守っております。自治体による海外に住む沖縄出身者のネットワーク支援など、沖縄振興の枠組みから対応ができることがあれば協力してまいりたいと考えております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

自治体も含めて何かということ、是非外務省と連携をしていただきまして対応していただきたいと思っております。

と申しますのも、あとどれくらいの方が身元が判明して日本に来れるか分かりません。私も、現地で多くの二世の方にお会いしたんですけれども、飛行機に乗れる体力があるか分からないという方も多くいらっしゃいました。本当にあと何人

日本に来ることができるとか分からない状況でございますから、できる限り何かしていただいで来ていただいで、そして政府が対応したことは現地で、間違いなくもう強いネットワークがありまから、シェアをすることになると思います。皆さん、どうか希望を与える対応を今回、切にお願いを申し上げます。

幾つか質問飛ばささせていただきます。最後の質問に移らせていただきます。思っております。

前回、二〇一九年来日をした二世も陳情していただんですけれども、中国残留邦人支援法を改正して、そこには是非私たちも加えてほしいとのことでした。

政府は、国策で移住を進めた中国残留孤児に對しましては、国籍回復そして身元調査など救済策を講じてまいりましたけれども、フィリピン残留二世については救済措置がないまま戦後七十八年を経過しております。生存確認が百五十一人、国籍回復希望者七十六人。中国残留邦人支援法の改正など、そしてフィリピンの二世の救済をしていただきたい。中国残留孤児と同等に扱うことなど、そろそろ本気で検討すべき時期ではないでしょうか。

そして、今回の一時捜しの、肉親の、費用はクラウドファンディング、NPOと一緒に今回やらせていただきますけれども、次回できるかというところ、これ結構大変で、そんなにすぐ集まるかというところでもないということも今回経験して分りました。こうしたことはやっぱり政府がやるべきだというふうな考えておりますので、併せてこちらの方も政府に負担していただきたい。何よりも、本来は上川大臣のおっしゃった、日本は責任ある主要国として政府が負担すべきだと思いますので、この二点の答弁を求めます。

○国務大臣(上川陽子君) この中国の残留邦人等につきましましては、戦後の現地情勢を含みます様々な理由によりまして日本に帰国することが困難であったという事情に鑑み、厚生労働省におきま

て、中国残留邦人等支援法に基づき、帰国旅費の支給等の一定の支援を行っているものと承知をしております。他方、フィリピンの残留日系人につきましては、日本国籍を有していない場合や、また身分を隠して生活していた場合などもございまして、中国とは事情が異なっていたと承知をしております。

フィリピン残留日系人による本邦渡航につきましましては、御指摘のような、御家族を捜すということを通じまして、国籍回復に必要な情報を得るためにも大変重要な機会の一つだと考えておるところであります。

外務省といたしましては、このフィリピン残留日系人の方々の一日も早い国籍回復等に向けまして、残留日系人の身元確認につながる実態調査に係る予算をここ三年間で拡大してきたところでございます。こうしたことを既に取っているところではございますが、御指摘もございました。時間の余裕もないというところも勘案しながら、関係省庁とも連携しつつ、これまでの取組を加速化させるための方策につきまして積極的に検討してまいりたいと考えております。

○塩村あやか君 是非取り組んでいただきたいと思っております。

ありがとうございます。以上になります。

○清水貴之君 日本維新の会の清水です。よろしくお伺いをいたします。

まず最初に、ODA予算の使い方についてお伺いします。十月に、これは会計検査院が調べをして、そして外務大臣宛てに指摘をした事項になりますけれども、フィジーにおけるODAの三事業についても、これ無償資金協力なんです、フィジーで小学校を建設するその三事業、大体三千五百万円に合わせますが、これ、施工後業者と連絡が取れなくなったことなどから工事の中断に追い込まれ完了していない、こういったことが会計検査院の調べで分かったと、で、指摘をされているということなんです。

非常に貴重な財源でありますから、しっかりとやっばり使われていかなければいけないというふうに思うんですけれども、まずこのフィジーの三事業について、その後の対応などをお聞かせいただけたいと思います。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。

御指摘の三案件につきましては、委員御指摘のとおりでございますけれども、施工業者と連絡が取れなくなる等の事情によって、進捗に違いはございます。いずれも未完成のままです。工事が中断しておいて、案件の効果が発現していないという状況でございます。

こうした状況に対しまして、大使館からの働きかけにより、フィジー政府は既に各案件の完工までの工事費を担保する予算措置を講じ、フィジー教育省及びインフラ省が直接工事を担うということになったというところでございます。速やかに工事が再開し、施設が完成できるよう、引き続き大使館からの働きかけを鋭意行つてまいりたいと考えております。

また、今回の指摘を真摯に受け止め、今後、対フィジーの案件を含め、草の根無償を行う場合には、工事進捗確認を十分に行うとともに資金引き出し時の事前の使途確認を徹底するなど、同様事案の再発を未然に防ぐよう努めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 海外の案件ですので非常に難しいこともあるだろうというのは想像するんですけども、とはいえ、このODA予算の使途の精査、検査院報告、これは毎年のように行われています。

令和三年度の検査院報告でも、トルコの小学校の改修計画、これ大体一千万円弱ですけども、これがうまくいっていかなくて、児童数の減少を理由に小学校が閉鎖されてしまつていたと。さらには、フィリピンの給水システムの整備計画、これは、飲み水に適した安全な水質で水量が確保されている給水スタンド、全二十五基のうち三基しか

なかつたということで、これも八百五十万円ぐらいですね。

今年の六月のこの委員会で私これについても指摘をさせていただきまして、外務省からは、今みたいな答弁になりますけれども、事業実施機関に対して原因究明を行わせるなどの申入れを行い、事業実施機関が行う対策について適時適切に報告させるなどしてその内容を把握するよう、全ての在外公館に周知徹底したところと、早期の改善を目指すとともに、同じことが起きないように、資金の使途の確認や事業の管理についても改善を求めたいと、そういった答弁が出てきているんですが、大臣にお伺いをしたいと思います。

ODAのこの予算の使い道というのは、これまでも、過去ずっと遡っても、様々無駄が生じているんじゃないかと、効果が現れていないんじゃないかと、こういった指摘がずっとされてきました。その都度、やっぱり在外公館への周知徹底とか、しっかりと進めていきますというような答弁になるんですけども、なかなかうまくいっていないところもあります。

こういうのを見ますと、どうなんでしょうかね、やっぱり数がある程度多い大きいので、しかも途上国との交渉であったりとかになりますので、もう一定数はこれはもう仕方ないというか、こういうのが発生するのはもうやむを得ないというふうな、そういった考えなのか、それとも、やっぱり私としては、もう税金を使ってやる事業ですから、しっかりと効果が現れるように、もう一円たりとも無駄にせずにその困っている方々に届ける、そういったことを進めていってほしいなというふうに思うんですけども、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) ODAの事業、一つ一つのプロジェクトは、その国、当該国のニーズに応じて提供するものでございますので、そのニーズに即したプロジェクトを開発しながら、そして、それを実施していく過程の中で、進捗管理という大きな概念というか、進捗管理が非常に大事

であるというふうに思います。それは金額の多寡にかかわらず、こうしたことをきちっとやっていくことを通じてやはり成果を上げていくということが大事ではないかというふうな思っておりますので、今回の案件、度重なる指摘もございましたので、その管理の在り方につきまして、しっかりと実施、効果が上げられるように取り組んでいく必要があるかというふうな思っております。

今、改善策としてあります。この案件の承認以前に、現地の実施、維持管理体制を十分に確認するとともに、各在外公館に對しましては、被供与団体の選定や、また連携体制、資金管理及び現地訪問等に関する適切な措置を講ずるよう改めて指示をしたところでございまして、本省におきましても案件進捗管理を更に強化してまいりたいと考えております。

この個別案件の終了後も正しく評価されるためのフォローアップを行うことにつきましては、本年改定された開発協力大綱におきましても掲げているところでございまして、今後ともより効果的にODAの実施におきましては努めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 今回のこのフィジーの小学校のこの指摘、検査院の指摘でも、大使館は月一回程度、工事の進捗は問題がないといった報告を電話で受けていたといいますが、その内容が本当に適切だったかどうか、根拠などの確認、こういったことがされていなかったとか、工事の現況を把握するための現地訪問などが十分ではなかったと、こういった指摘があるわけですね。ですから、一時間、もう一時間掛けて対応していくとそういった無駄がなくなっていくんじゃないかなというふうにも思います。

で、改めて大臣にお伺いしたいんですが、ODAというのは、非常に日本が外交関係を進めていく上で大変重要なツールであるというのはいくらの方も認識をされていることだと思います。予算も年々、少しずつではありますが増えています。二〇二三年度で五千七百億円ぐ

らいということになっていきます。

ただ一方で、国内の情勢というか、経済状況も非常に物価高で厳しいところにもありますので、やっぱりこの予算の使い方に対する国民の皆さんの目というの厳しいものであるというふうな思っています。ですから、改めてやはり、本国内内大変なのに海外にそんな支援している場合なのかという声も出てきかねませんし、しかも、それがまた適切に使われていないんだつたらなおさうだと思えますので、大臣、この予算の使い方というのをしっかりとまた見ていっていただきたいなというふうにも思いますが、回答をお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) まさにこのODAの予算でございしますが、この間、日本の大きな取組として高い評価をいただけてきたところでございまして。こうした信頼のある関係性の中で培ってきたもの、このことについては大切にしていきたいと思えます。ただ同時に、こうしたことが更にこれから先の社会の中でODAの予算の必要性と効果を発揮していくためには、進捗管理、あるいは現地とそして本省との関係、あるいはそれを適正にPDCAを回しながら評価を重ねていくというプロセスも大事であると思えます。

こうしたことに関しまして、これを、国民の皆様との理解と協力を支えられてこそ初めてこれが生きてくるわけでございますので、こうしたODAの効果あるいは必要性につきましては、ODAのホームページやSNSなどでもしっかりと発信をし、そしてまた、動画コンテンツなども含めまして皆様の関心を持っていただくと同時に、様々なイベント等も開催をし、丁寧に分かりやすく発信をしてまいりたいというふうな考えております。

○清水貴之君 是非よろしくお願ひします。続いて、PFASについてお伺いをします。今年の一月に、このODA・沖北の委員会で沖縄視察を行いました。PFASの問題に取り組み市民グループの方に案内をいただきまして、アメリカ軍、米軍基地の隣接地からPFASの高い値

が検出されているということで、その現地視察というのでも我々メンバーでしたところなんです。

そのグループの皆さんからは、我々の調査だけでは十分とは言えないと、基地内に入らないと原因が分からないと、そのことを分かってほしいということをお伝えしたいんですけど、このことを言われまして、やはり、ただ、米軍基地内の話です。国としてもなかなか、政府としてもこれは難しいなと、米軍には求めていくというような回答だったというふうな思っているんですけども、その後のこの進捗状況でありますとか、アメリカ軍とのやり取りでありますとか、この沖縄の米軍基地隣接地におけるPFASの問題のこの対応について、その後の進捗、お聞かせいただけたらと思います。

○国務大臣(自見はなこ君) お答えいたします。沖縄の米軍基地に關しますPFASの問題につきましては、関係省庁において、関係の自治体と連携しつつ、基地への立入調査の実施等について米側と協議を行っているものと承知をしております。

私が沖縄担当大臣として初めて沖縄を訪問させていただきまして、沖縄県からもPFASの問題の解決について要請を受けたところであります。この内容につきましては、内閣府から関係省庁にしっかりとお伝えをしたところであります。具体的には、環境省、防衛省、そして厚生労働省にしっかりとお伝えをしたところでござい

ます。沖縄の振興を担う立場から申し上げます、沖縄振興を進めるに当たっては、住民の方々の健康や安全、安心な生活を確保することが大前提になると考えてございます。こうした観点からも、PFASに係る様々な課題についても、引き続き、地元の御意見をよく伺いながら、関係省庁と連携し、沖縄県の取組をしっかりと後押ししてまいりたいと考えてございます。

○清水貴之君 そして、このPFASに關しては、決して沖縄だけの問題ではありませんで、こ

の問題は全国に今広がってきています。

例えば、私の選挙区の兵庫県ですけれども、兵庫でも今年の八月、明石川という川があるんですが、その流域で十年以上暮らす九人の方のうちの六人の血液から高い濃度のPFASが検出されたということなんです。水質を調べたデータでは、その上流に当たる、神戸市の西区が上流に当たるんですけども、これで、この地域で一リットル当たり十万人ノグラムという単位で非常に極めて高い数値が検出されたということなんです。これはあくまで例ではありませんけど、例えばこういった地域ごとのPFASの検出であるとか、まあ、この兵庫の明石川の件でもお尋ねをしたいんですけども、こういったことは国としては認識をしているものなんでしょうか、それともやっぱり地元の県が対応するような課題だということなんでしょうか。また、もし認識しているんだしたらどういった対策を講じているんでしょうか。

○政府参考人(前田光哉君) お答えいたします。

まず、国として、明石川流域の水環境中のPFASの検出状況についてでございますが、令和元年度に環境省が行いました調査におきまして、明石川流域の二か所で現在の暫定目標値を超えるPFOS、PFOAが検出をされております。

また、明石川の上中流に位置します神戸市では、令和二年度からPFOS、PFOAの調査を行っており、令和五年八月に実施した調査の速報値では、明石川流域の六か所中四か所で暫定目標値を超えておりました。神戸市は、調査地点数を増やすなど、より詳細に河川の水質を把握していく予定というふうに向っております。

また、明石川を水道水源として利用しております明石市水道局では、活性炭による処理などが行われており、水道水中のPFOS、PFOAは水道水質に関する暫定目標値を下回っているものというふうに承知をいたしております。

そして、PFASに関する国としての対応というお尋ねでございますが、PFASのうち、特に

その影響が懸念をされておりますPFOS、PFOA及びPFHxSにつきましては、国際条約におきまして廃絶等の対象となっております。これを受け、我が国では、PFOSは二〇一〇年、PFOAは二〇二一年にそれぞれ製造、輸入等を原則禁止としており、PFHxSにつきましても二〇二四年二月から製造、輸入等を原則禁止とするということとしてございます。

水環境につきましては、PFOS及びPFOAについて、二〇二〇年当時の科学的知見に基づき安全側に立った暫定目標値の設定、自治体と連携した環境モニタリングの実施、暫定目標値を超過した場合の飲用による暴露の防止のための手引の策定等の対応を進めてまいりました。

また、PFHxSにつきましても、二〇二一年に水質の要調査項目に追加し、要調査項目等存在状況調査において環境モニタリングを実施してございます。

さらに、本年一月には二つの専門家会議を設置し、PFASに対する総合的な戦略や水環境の暫定目標値等の取扱いについて最新の科学的知見を踏まえた議論を進めてまいりました。

本年七月には専門家会議におきまして今後の対応の方向性を取りまとめられたところでございまして、環境省としては、これを踏まえ、暫定目標値の取扱いの検討、環境モニタリングの強化、科学的知見の更なる充実など、引き続き、国民の安心、安全のための取組を進めてまいります。

答弁は以上でございます。

○清水貴之君 環境省としていろいろ調査をしているということ、三十一都道府県を、これ令和二年度では三十一都道府県を対象に、兵庫県だけではなくて、もう様々な都道府県で調査をしているということ、やはり、多くで、地点で高い数値が検出されているということ、

ですから、今後やらなければいけないような、今お話しいただいたとおり、まずは人体への影響ですね、こういった影響があるのか、この辺がまだまだ十分解明されていないということですか

ら、この辺をまずはしっかりと解明してもらおうと。もし影響があるならこれは大変なことなんです。その発生源というのも、これも地中のことであったり水の中のことであったりするので、なかなか特定というのが簡単ではないのかもしれないけれども、発生源をもちろん特定をして対策を講じていくということが非常に重要になっていくんじゃないかなというふうに思います。

今後、その専門家会議などをつくって議論を進めていくということになる。ただ、気になるのが、この血中濃度検査というのを、これ毎年三か所で試験的に行われ、令和三年度は計百十九人を対象に血液検査を実施したというふうに、これ報道で認識をしております。今後は、本調査への格上げに当たり、サンプルを採取する地域ですとか人数、これを広げていこうということなんです、この辺がまだ具体的には決まっていけないということなんで、これはしっかりと決めていくべきじゃないかというのと、この検査を広げていくのが令和七年度以降からという話もこれ出ているんですね。もうこれ、やっぱり人体への影響、体への影響のある話です、今令和五年です、これからまだ二年ぐらい、いろいろ調べるかなのかもしれないけれども、早いにもちろんこしたことはない、そんなに時間を掛ける必要があるのかなと、もっとスピーディーにやるべきではないかなというふうに思います。

是非早い対応が必要ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(神ノ田昌博君) お答えいたします。

環境省では、一般的な国民の化学物質への暴露量を経年的に把握するため、化学物質の人への暴露量モニタリング調査を実施しております。現在では八十人程度の規模でパイロット調査として実施しており、本調査に向けた調査手法等の検討を進めているところでございます。

本調査の規模や開始時期等につきましては、パイロット調査の結果を踏まえ、有識者の助言を得

ながら検討してまいりたいと存じます。

○清水貴之君 そのスピード感はどうですか。規模や何かはこれからというのは分かるんですが、もっとそれを早めた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○政府参考人(神ノ田昌博君) 国民の平均的な暴露量を把握していくという意味で非常にサンプルをどう取っていくかということが重要なポイントとなっております。そういった調査手法の検討ということですか、あるいは地元の御協力をどう得ていくかとか、そういったところについていろいろと課題がありまして、いたずらに本調査への移行を延ばそうとは思っていないんですけども、そういった課題を一つ一つ整理していく中で本調査に移行していくということで、鋭意検討を進めているところでございます。

○清水貴之君 是非スピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、COP28について伺います。十一月三十日からドバイでCOP28開かれまして、気候変動の影響で途上国に生じた損失と被害、ロス・アンド・ダメージを支援する基金の運用開始が承認されたということ。日本としては約十五億円を基金に拠出するということなんです、日本がこの額になった根拠は何かがあるのでしょうか。

○政府参考人(北村俊博君) お答えいたします。

今、委員御指摘のとおり、この損失と損害、いわゆるロス・アンド・ダメージというふう呼んでおりますけれども、それに対応するための新たな資金措置及び基金の運用化に関する決定がCOP28で採択をされたところでございます。その基金が気候変動の悪影響に特に脆弱な途上国に支援を提供できるように、早期の運用開始が必要というところでございます。

同時に、この損失と損害、これを最小限に抑えるためには、やはり温室効果ガスの排出を削減するというところで、いわゆる緩和の取組が最重要となつてきております。主要排出国を含む全ての国

が温室効果ガスを削減しまして、共に二〇五〇年ネットゼロを目指すという必要があります。我が国は、既に、途上国に対して、二〇二五年までの五年間で官民合わせて七百億ドルの規模の支援を実施することでコミットしておりまして、これを着実に実施しているところでございます。

このような中で、我が国としましては、総合的に勘案した結果、基金の立ち上げ基金としまして一千万ドルの拠出を表明したところでございまして。

○清水貴之君　そして、最後大臣にお伺いしたいんですけども、このCOP28としましてロス・アンド・ダメージに関してなんですが、なかなかこれやはり負担が先進国側増えてまいりますので、後発の開発途上国や島嶼国などを優先すべきという主張が先進国側から出ていると。ただ、そういったふうに対象を絞り込んでいくと、今度は、去年から今年にかけて甚大な洪水被害を受けたパキスタンであるとかリビアとか、低所得国に分類される国々は対象から外れる可能性があるということで、途上国側は幅を持たせた対応を求めたということなんです。

です。で、こういったことを、非常にこれも財源に限られる中、どう調整をしていくかということも非常に重要なことであり、こういったことも日本が是非リーダーシップを取って大臣進めていったいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君)　損失と損害、ロス・アンド・ダメージに関しましては、この基金が非常に重要と考えております。立ち上げに当たりましては、まず理事会が発足することになっておりまして、今後理事会のメンバーについて調整される予定ということも承知しているところであります。我が国といたしまして、その議論に積極的に参加してまいりたいと考えております。以上で終わります。ありがとうございました。

○浜口誠君　国民民主党・新緑風会の浜口誠です。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、屋久島沖でのオスプレイの事故に関連してお伺いしたいと思います。

政府としても、まだ行方不明者の方いらっしゃいますので、その捜索、救出に全力で取り組んでいただきたいと思います。その上で、今回のオスプレイの事故については、政府の見解として墜落なのか不時着水なのか、当初の発表は不時着水ということで発表されておりましたが、政府としての今回の事故をどのような見解を持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(山野徹君)　お答え申し上げます。

○政府参考人(山野徹君)　お答え申し上げます。今般の米軍オスプレイの事故につきまして、米東部時間十二月五日、米軍は捜索救助活動を終了することを決定をし、乗員八名全員の死亡を宣言いたしました。自衛隊を含め、海上保安庁、米軍、さらには現地の漁業関係者を含む関係者による懸命の捜索救助にもかかわらず、全員が無事に家族の元に帰ることができなかったことは誠に残念でございます。我が国及び地域の平和と安全を維持するため、日夜任務に献身していた八名に対し、心より哀悼の誠をささげたいと思っております。

その上で、お尋ねにつきましては、米側からは十一月三十日、今般の事故について墜落であったとの説明がございました。

○浜口誠君　墜落だったということですね。

その上で、今回の墜落の事故原因、これについて米軍から説明があったのかどうか、今後、今なにとすればしっかりとした説明を政府としても求めていくのかどうか、しっかりと原因を確認をして再発防止につなげていく必要があるというふうにお伺いしておりますので、今後の政府の対応方針を伺いたいと思っております。

○政府参考人(山野徹君)　お答え申し上げます。

今般の事故発生を受けまして、米側に対しましては、防衛大臣や外務大臣からの要請も含め、国内に配備されたオスプレイについて飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うよう正式に要請す

るとともに、事故の状況等について早期の情報提供を求めているところでございます。

これらの要請を踏まえ、米側からは、今般事故を起こしたCV22の飛行を現在行っていないこと、事故に関する可能な限り詳細な情報を透明性を持って日本政府に共有する旨説明があったところでございます。

また、日本に配備されている全てのオスプレイは、徹底的かつ慎重な整備と安全点検を行った上で運用されていると説明を受けました。さらに、全てのオスプレイの部隊は、CV22の事故をしっかりと踏まえた上で安全点検及び予防的な整備を継続的に行っているとの説明を受けているところでございます。

現在、これらを踏まえまして、オスプレイの飛行の安全性を確保するために米国が実施している措置について確認作業を行っているところでございます。

○浜口誠君　しっかりと事故原因、米側からも説明を受けていたのだと思いますが、今、CV22という御答弁ありましたが、オスプレイにはCV22とMV22というのがあるというふうにお伺いしますが、これ何か違いがあるのでしょうか。日本に配備されているのは全てCV22というところでしょうか。

○政府参考人(山野徹君)　お答え申し上げます。

CV22につきましては米空軍の機体でございます。MV22につきましては米海兵隊の機体ということで、基本構造は同機種でございます。自衛隊でございますけれども、陸上自衛隊がM22という機体を今保有しているところでございます。

以上です。

○浜口誠君　日本の自衛隊はこのオスプレイを十七機導入する予定というふうにお伺いしております。そのうち十四機は既に木更津駐屯地の方に暫定配備されているということも承知しておりますが、今後のこのオスプレイの更なる導入計画、どのようお考えられるのかという点をまず確認した

いと思っております。

あわせて、日本にある米軍が保有しているオスプレイ、何機、どの基地に保有されているのか、その実態についても併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井上主勇君)　お答えいたします。

陸上自衛隊のオスプレイにつきましては、十七機導入予定でありますところ、令和二年度より木更津駐屯地への暫定配備を開始し、現在十四機暫定配備をさせていただいております。残りの三機につきましては、現在米国において製造中でございます。

防衛省としましては、喫緊の課題であります島嶼防衛能力の強化のため、早期に佐賀空港の隣接地に駐屯地を開設し、陸自オスプレイの配備を行うことで、長崎県佐保市に所在いたします水陸機動団と一体的に運用できる体制を構築したいと考えているところでございます。このため、陸自オスプレイの移駐に必要な施設整備を令和七年六月までに完成することとしておりまして、その後、佐賀駐屯地、仮称を開設するとともに、陸自オスプレイを配備する予定でございます。

また、米軍オスプレイの配備機数につきましては、横田飛行場には二〇二四年頃までに計十機の米空軍のCV22が配備される計画とされており、これまでに計六機が配備されております。さらに、普天間飛行場には米海軍のMV22が計二十四機配備されているものと承知しております。済みません、普天間飛行場には米海兵隊のMV22が計二十四機配備されているものと承知をしております。

○浜口誠君　ありがとうございます。

その上で、今回の事故を受けて、自衛隊が配備しているオスプレイについてはもう既に飛行停止の対応が取られているのかどうか、これを確認したいと思っております。

あわせて、沖縄県等からは、米軍に対してオスプレイの飛行停止を求めてくれと、政府に対してもそういった要請があるというふうにお伺いして

ますが、政府としてこれっきり米軍に対してもオスプレイの飛行停止を求めていくべきだというふうに思っておりますが、基本的な政府の見解を、これは上川大臣の方からお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(上川陽子君) まず、十一月の三十日でございますが、私からエマニュエル駐日米国大使に對しまして働きかけを行う中におきまして、このオスプレイの飛行につきましては、捜査救助活動を除き、飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うように求めたところでございます。同日、木原防衛大臣からラップ在日米軍司令官に對しましても同様の働きかけを行ったと承知をしているところであります。

米側による説明につきましては先ほど防衛省の方から答弁を申し上げたところでございますが、こうした状況を踏まえて、引き続き、政府としても、米側に対しましては事実関係の確認とそして日本側への情報提供、これを求めておりまして、関係省庁及び米側とも緊密に連携をしつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○政府参考人(片山泰介君) お答えいたします。防衛省といたしまして、今般の事故を受けまして、陸自オスプレイについては、事故の状況が明らかとなるまでの当面の間はその飛行を見合わせることにいたしております。

陸自オスプレイの飛行再開の時期につきましては、現在、米軍に対して事故の状況について情報提供を求めているところであり、現時点において予断を持つてお答えすることは困難ですが、陸自オスプレイの飛行再開に当たりましては、地元の皆様にも丁寧の説明しつつ、適切に判断していくこととなります。

○浜口誠君 是非、今回の事故を受けて、安全であつたり事故原因がしっかりと把握、確認できるまでは、米軍も含めてですけれども、飛行停止を政府としても強く求めていただきたいというふうに思っております。続きまして、ODA関係でお伺いしたいと思

ます。まず、中東諸国への日本のODA、これまでどれだけの支援を中東各国に行っているのか、具体的にどんな中身の支援を行ってきているのか、その点についてまずお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。まず、中東諸国に対する日本のODAの役割でございますが、中東地域、御案内のとおりでございますけれども、歴史的に様々な紛争、対立が存在し、多くの不安定要因があり、課題も少なからずあるという地域かと存じます。また、我が国は原油輸入の約九割を中東地域に依存してございまして、この地域の平和と安定がエネルギー安全保障の観点からも極めて重要というところがございまして、こういった観点から、日本としては、国際社会の責任ある一員として、ODAを通じて中東地域の平和と安定のために支援を実施してきているというところでございまして、

中東地域、非常に多くの国がございますので、まず、例えばですけれども、二〇一一年のシリア危機発生以降、シリアの市民及び大量の難民を受け入れている周辺国に對しまして、総額約三十五億ドルの人道及び早期復旧支援等を実施してまいりましたというところでございまして、

また、イラクに對しましては、経済の根幹である石油ガス分野、電力、上下水道等の分野の円借款を通じた支援、あるいは人づくり、ガバナンス強化等のための支援も行つてきておるところでございます。パレスチナに對しましては、一九九三年のオスロ合意以降、経済社会の自立化促進による平和構築を目的といたしまして、

昨年度末までに累計約二十三・二億ドルの支援を実施してまいりましたところでございまして、加えて、今般のガザ情勢の悪化以降、国際機関を通じて一千万ドル規模の緊急人道支援に加えまして、当面の措置として、総額約六千五百万ドルの追加的な人道支援を行うとともに、JICAを通じたテント、医療消耗品等の物資を届けるべく

取り組んでいるというところでございまして。今後とも、中東地域の安定化のため、我が国のエネルギー安全保障の観点等も踏まえながら協力を進めてまいりたいと考えております。

○浜口誠君 中東との関係、非常に日本としても大事だと思っておりますので、引き続き、様々な面で中東へのODAの支援強化というのを図つていただきたいと思っております。

上川大臣も十一月初めに中東を訪問されて、イスラエル、パレスチナ、そしてヨルダンを訪問されたというふうに承知をしておりますが、今回の中東訪問の意義と成果、これについてどのようにお考えなのかという点と、あと、先ほどからODAのお話ありましたが、日本は、イスラエルとも、そして中東諸国ともバランスよく信頼関係をつくつてきたという外交上の強みがあるというふうに思っております。こうした外交上の強みを生かしながら、今回のイスラエルとハマスの停戦に向けた外交努力、さらには中東の和平プロセスを再開させる、こういった面で日本の果たすべき役割は非常に大きいというふうに思っておりますので、是非日本の強みを生かした外交で今回の戦争の停戦に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますが、今後のこのイスラエルとハマスの停戦に向けた日本政府としての取組方針をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(上川陽子君) まず、我が国の方針でございますが、このハマス等によりテロ攻撃を断固として非難した上で、人質の即時解放、一般市民の安全確保、そして全ての当事者が国際法に従つて行動をすること、そして事態の早期鎮静化につきまして一貫して求めてきたところでございまして、

御指摘いただきました私の訪問でございますが、イスラエル、パレスチナ及びヨルダン各国の外相等に對しまして、こうした日本の立場を直接お伝えをさせていただきまして、ガザ地区のこの危機的な人道状況の改善、そして事態の早期鎮静化、そのための環境整備、こういったこと

について直接働きかけを随時にわたりまして行つてきたところであります。先般、戦闘休止、人質の解放及び人道支援物資のガザ地区への搬入増大、これを実現できたというところで大変歓迎していたところでございまして、誠に残念でございます。ただ、人道状況は大変厳しさを深めているところでございまして、そうした意味で、また、ハマス等によりまして誘拐され、長期にわたつて拘束をされていらつしやる方々も極めて厳しい状況の中に置かれているところでございます。

こうした危機的な人道状況の改善、また事態の早期鎮静化を実現するためには、何といたしても両者が合意をし復帰をしていくことが大事だというふうに思っております。そうしたことのために、再度の戦闘休止に向けた関係者への働きかけなどを通じて、我が国といたしましても外交努力を払つていきたいと思っております。

長期的な観点からもこの今の取組が極めて重要であるというふうにも思っておりますし、委員の御指摘いただいたように、こうした中東地域におきまして日本の役割というのはいままで大変信頼の中で培つてきたものでございまして、我が国といたしましては、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する、まさに二国家解決を一貫して支持してきたところでございまして、

その意味で、まずはこのガザ地区をめぐる人道状況の改善、また事態の早期鎮静化に向けた外交努力、これを粘り強く積極的に続けていくことが重要であると考えておりまして、その先、二国家解決の実現に向けまして、イスラエル及びパレスチナのほか関係の国々もこの方向で議論をしていくところでございまして、日本としては平和と繁栄の回廊構想など独自の取組もございまして、そうした中で当事者間の信頼醸成に努めてまいりたいと考えております。

○浜口誠君 是非、イスラエルそして中東諸国両

国にアプローチできるのは日本の強みだというふう
に思っておりますので、是非、アメリカ始め協
力もしながら、今回のイスラエル、ハマスの停
戦、あるいは人質の解放に向けて、日本の役割
しっかりと果たしていただきたいというふうに
思います。

続きまして、沖縄関係で一点だけ、駐留軍の軍
用地の跡地利用というのは、沖縄の振興に向け
て非常に重要だというふうに思っております。
そうした中で、今、西普天間住宅地区の跡地に
ついては沖縄の健康医療拠点をつくらうという整
備が行われているというふうに思っておりますが、
これまでこの健康医療拠点の整備状況の進
捗、そして沖縄経済にこの拠点がどのような波及
効果をもたらすのか、政府としてどのように考え
ておられるのか、この点をお伺いしたいと思いま
す。

○政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。
沖縄健康医療拠点につきましては、跡地利用の
モデルケースといたしまして、三点。一つとして
高度医療・研究機能の拡充、バイオバンクとか創
薬ですね、二つ目としましては地域医療水準の向
上、三番目といたしましては国際研究交流・医療
人材育成、これを実現することを目指しまして、
琉球大学病院及び医学部キャンパスの移転整備を
進めているものでございます。

進捗の方でございますが、令和七年四月からの
運用開始、グランドオープンを目指しまして、令
和六年度中の事業の完了に向けまして、先にお認
めいただきました令和五年度補正予算におきまし
ても事業を加速するための予算をいただいたこと
でございます。現時点で、病院施設及び医学部
施設のいずれにつきましても、おおむね予定どお
り工事が進捗しているというふうに報告をいただ
いております。

次に、三番目、沖縄経済への波及効果の方、こ
ちらの方でございますけれども、定性的なものとな
りますが、一つは、人や物が集積することによ

る消費活動、投資活動の活発化が見込まれますの
で、その効果ということが考えられます。また、
二つ目といたしましては、中部地域におけます保
健医療機能の強化とともに、高度医療・研究機能
の拡充の取組の一環として先ほど申しました創業
開発といったものが期待されますので、産業振興
への貢献、また、それに伴う企業集積などの効
果を見込んで期待をしているところでございま
す。引き続き、事業の着実な完了に向けまして取
り組んでまいりたいと思っております。

○浜口誠君 時間が参りましたので、終わりたい
と思っております。ありがとうございます。(発言す
る者あり)

○委員長(藤川政人君) 山野次長、もう一度指名
しますので、訂正を改めてしてください。

○政府参考人(山野徹君) 申し訳ございません。
先ほどのオスブレイの事故に関します御質問へ
の答弁に当たりました、陸自が保有しております
オスブレイにつきまして、V22のところですね、
M22と申しましたが、正しくはV22でございま
す。おわびをしまして、訂正をさせていただきます
と思っております。

○委員長(藤川政人君) しっかり対応するように
してください。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。
上川外務大臣に、まず、パレスチナ・ガザ危機
についてお聞きします。

イスラエルによるパレスチナ・ガザ地区への攻
撃は今なお深刻さを増しています。日本はパレス
チナへ様々な支援を続けてきました。ガザ地区へ
の支援には、病院への機材整備など様々ありま
す。外務省は、イスラエル・パレスチナ合同青年
招へい事業として、今年も八人招待しました。二
十三回を今まで超えて、二百二十人以上が招待さ
れています。

現在、支援してきた設備や招聘した八人を始め
とした青年たちや子供たちの実情について把握し

ておられますか。
○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。
今委員御質問のとおりでございます。ガザ地
区におきましては、一九九三年以降、学校、保健
センター、難民用住宅、下水処理場等の建設、あ
るいは医療機材の供与等々の支援を行ってまい
たというところがございます。

現下の情勢におきまして、我が国の支援によ
つて供与された機材あるいは施設の被害状況等に
つきまして直ちに調査することにつきまして
なかなか困難というところはございます。す
れども、状況許すようになつた段階において、
しっかりとしかるべく確認をしたいというふう
に考えておる次第でございます。

○紙智子君 大臣にお聞きしたんですけれども、
それで、今非常に気になるわけですよ、せ
っかくお呼びした人たちがどうなっているかとい
うことなんだけど、それも把握できないほど危険な
状態であるということだと思えます。テレビ報
道でも凄惨な状況が報道されています。
昨日、NGO団体の方から伺ったんですけれど
も、やつと現地とつながって食料や物資を運び込
んだ三つの教育施設のうち、無事だというふう
に聞けたのは一か所だけだったという話とか、それ
からイスラム大学は破壊されている、北部にある
インドネシア病院は部分攻撃を受けて現在イスラ
エルの管理下にあると。そこにはJICAを通じ
て医療機器を支援していたということですよ。

ODAの大綱の目的は、平和で安定し、繁栄し
た国際社会の形成に一層積極的に貢献することを
掲げている。子供や女性や市民の命が失われて
いるということが紛れもない事実でありながら、
なぜ即時停戦ということを言えないんでしょう
か。(発言する者あり)

○委員長(藤川政人君) 速記を中止してござい
ます。

○委員長(藤川政人君) 速記を中止してござい
ます。

○委員長(藤川政人君) 速記を起こしてござい
ます。

高橋参事官。指名でございます。(発言する者
あり)上川外務大臣。
○国務大臣(上川陽子君) 今、ガザの情勢につ
きましては大変人道的に厳しい状況に置かれてい
るということにつきまして、本当に胸の痛むとい
うか、もう子供たちの姿、また女性たち、御高齢
の皆さん、そうした姿を見るたびにもう本
当に締め付けられる思いでいっぱいございま
す。何とかこの人道的な危機を乗り越えていくには
どうしたらいいのかと、こうした現実的なアプロー
チを、周辺の国々を含めまして動いている状況で
ございます。

日本の姿勢につきましては、先ほど申し上げた
とおりでございますけれども、こうした状況の中
で、現実的に一時的ヒューマンитарリアンポーズと
いう形で少しずつ停戦に向けての一つ一つの成果
を重ねていくと、こういう必要性の中で取り組
んで、その意味で、人道的な戦闘休止及び人道支
援活動が可能な環境の確保、これに向けまして尽
力してきたところでございます。

私自身、G7の外相声明におきましても、また
これは十一月の八日、また十一月の二十九日、ま
た安保理決議につきましては十一月の十六日に、
まさに子供を中心とした被害者の方々の目線とい
う形で今の状況をどうするかということを決議し
たものでございますが、こうした採択に向けまし
ても、また、イスラエルやパレスチナ、ヨルダ
ン、訪問させていただいた機会、またその後も多
くの電話会談も重ねてきているところでございま
す。情勢は非常に予断を許さない状況でございま
す。

○紙智子君 いろいろ調査するためにも、停戦が
されないといけないわけですよ、危ないです

ら。だから、是非停戦ということをやっていたらきたいんですよ。

二〇一四年の衝突の際には、外務報道官の談話というので、我が国は、無辜の市民、一般市民に痛みしい犠牲が出ないよう、早急に停戦するように強く求める、尽力するというふうに言っていたわけですよ。ですから、今は当時と比べても明らかに後退していると思うんですね。国際法違反であるジェノサイドを許さないと、即時停戦を求めるということで、確固たる姿勢が重要ではないかというふうに思うんですね。

次に、危険な現地支援に当たっては、多くのNGO団体が文字どおり命懸けで支援されているんですね。政府は、緊急人道支援としてジャパン・プラットフォームへの供与を六億円決定しています。また、即効性があるのは、多くのNGO団体が申請できる日本NGO連携無償協力、N連、ここの支援なんですね。緊急支援枠での創設を求めているんですけども、これ、検討はされているでしょうか。

○政府参考人(遠藤和也君) 答え申し上げます。まず、御指摘のジャパン・プラットフォームを通じた緊急人道支援につきましては、食料、生活物資、保健医療、水、衛生などの分野で支援を行うという予定にしております。現在、各団体に調整が行われているところがございます。これを迅速に進めてまいりたいと考えております。

二つ目の、日本NGO連携無償資金協力、いわゆるN連でございますけれども、こちらの方の対ガザ開発支援の可能性につきましては、今年度のN連の申請は締め切っております。現在、各案件の契約締結に向けた手続を進めているところでございます。来年度の日本NGO連携無償への申請等あれば、適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

○紙智子君 現場をよく知っているNGOの団体の要望もありますので、重ねてこれ支援求めたい

と思います。

それから次に、ODAとOSAなんですから、十一月に岸田首相がフィリピンを訪問して、沿岸監視リーダー約六億円の供与を、OSAの枠組みとしてODAの支援と、同じ日にこれ書簡で署名してきたんですね。

以前、フィリピンの沿岸警備隊にODAの予算で警戒監視リーダーを譲渡しましたけれども、どんなリーダーなのか、その能力や入札情報を公開されるのでしょうか。

○政府参考人(遠藤和也君) 答え申し上げます。

供与品目がテロ対策の機材であるということもございまして、相手国との関係上、御質問の能力、入札価格といった諸点につきましてはお答えを差し控えさせていただいてきているところでございます。

○紙智子君 つまり、相手国との関係で、意向次第で公開しないという、公開するかしないかというのは決まっていますか。

ODA大綱は、軍事的用途及び国際紛争を助長するものは使ってはならないとあって、同時に、実施プロセスの透明性の確保が必要だとなっているんですね。それなのに公開されないこと、じゃ、今回のOSAによる監視リーダーの情報というのはどこまで公開されるのでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) このOSAについてはありますが、OSAによる支援の適正性、公正性確保や、また説明責任履行の観点から、支援の透明性を確保することとは重要であると考えておりまして、政府として適切な情報公開に努めていくと考えてございます。

その観点から、各OSA案件の実施に際しまして締結する交換公文におきまして、支援対象国に当該案件に関する情報開示への協力を義務付ける等の対応を行っているところであります。

他方、いかなる情報を開示できるかにつきましては、支援対象国の軍の運用等に関する情報等、支援対象国及び我が国の安全保障上の理由から提

供、公表が困難な情報もあり、総合的な判断が必要となってくることから、個別具体的に判断していくところでございます。

いずれにいたしましても、支援対象国の協力を得つつ、政府として適切な情報公開に努めていくと考えてございます。

○紙智子君 つまり、ODAかOSAの支援が、これ相手国が公開できないとすれば全く透明性が図れないことになるんですね。今回のように同じ日に約束してきたと、そういうことになる、客観的判断が付かないわけです。原資は税金だから、本来、国民に広く知らせるべきだと思うんですね。

イギリスのロイター通信は、国際援助の範囲を軍事関連プロジェクトにも拡大するという日本の決定は、昨年十二月に日本政府が五年間で防衛費を倍増すると発表したことに続くものであると、ODAの非軍事原則をこれ形骸化するようなOSAというのはやめるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

次に、北方隣接地域での啓発強化対策についてお聞きします。

修学旅行の見学施設が老朽化で深刻な状況です。こちらは、(資料提示)ちよつと見えないうんですけれど、これは二〇二〇年に当委員会としても現地に行ったところなんですけれども、老朽化がして、深刻な状況なんです。標準津町にある北方領土館ということで、グーグルマップのストリートビューで今年十月に撮影されたものなんですけれども、海沿いであって、外壁が剥がれていて、コンクリートの塗装がむき出しになって、雨漏りがあると。

修繕や改善、改築が求められているんですけれども、この要望に応えることはやっぱり啓発活動の強化につながるというふうなふうに思っています。いかがでしょうか。

○国務大臣(自見はなこ君) 答えいたします。御指摘の標準津町の北方領土館については、今年

十月に私も伺った際、北方領土の隣接地域を伺った際に、老朽化についても御要望をいただいたものであり、現在、標準津町と内閣府の事務レベルで具体的な相談を進めているところであります。

北方領土館は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟の建物でございます。こうした関係者の方々を含め、丁寧に話し合っていくことが重要だと考えてございます。

内閣府では、北方領土問題についての国民世論の啓発に取り組んでございまして、啓発の手法が多様化する中で、特に若い世代に関心と理解を深めてもらうため、デジタル技術の活用による情報発信や北方領土隣接地域への修学旅行への誘致など、幅広い取組を行っているところであります。

内閣府といたしましては、標準津町や北海道など関係の方々から丁寧にお話を伺いながら、国民世論の啓発や若い世代を始めとする訪問者への訴求、また他の施策と組み合わせる多目的利用と、また財源確保の模索など、様々な観点から整理していくことが必要だと考えてございます。

内閣府としては、どのような対応が具体的に考えられるのか、引き続き関係の方々とともにスピード感を持ってしっかりと考えてまいりたいと思っております。

○紙智子君 北方問題を知り、学ぶためにも整備が必要だと思うんですね。あわせて、千島歯舞諸島居住者連盟の事務所や人員配置の支援なども必要ですので、併せて検討していただきたいと思っております。

それから、ちよつと、次は時間がなくなりましたので要望にとどめておきます。安全操業の問題です。

ロシアは、今年一月、北方四島周辺の水域での安全操業の政府間協議を凍結しました。スケソウダラ、ホッケ、タコ漁も出漁できていません。漁業者に対して、漁場転換を含めてしっかりと支援を継続していただきたいし、操業に係る人件費などの一部を今支援されていると思うんですけども、これは非続けていただきたいということ

を要望しておきたいと思えます。

それで、次に、アイヌの問題なんですけれども、メキシコ大統領やデンマーク首相を始め、世界では先住民族の同化政策などへの謝罪の動きが広がってきています。

世界で広がっているこうした動きについて、外務大臣の御認識を伺いたいと思えます。

○国務大臣(上川陽子君) 二〇〇七年でございしますが、先住民族の権利に関する国際連合宣言、これが国連総会におきまして採択をされました。そして、翌年の二〇〇八年に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両院で採択されたところでございます。

これを受けまして、政府におきましては、アイヌの方々が我が国の先住民族であるという認識の下で、内閣官房が中心となりまして、御指摘のアイヌ施策推進法、この制定を含む取組を進めてきているものと承知をしております。

アイヌの方々が民族としての名譽とまた尊厳を保持し、これを次世代に継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある共生社会を実現するためにも極めて重要であると考えているところであります。今後、アイヌの方々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、必要な取組が行われていくべきというふうと考えているところでございます。

謝罪についてのご質問でございますが、外務大臣としてお答えすることにつきましては、差し控えさせていただきます。○紙智子君 ちよっと非常に残念に思っております。またこれは、この後も質疑したいと思えます。

それで、もう一点だけあるんですけども、アイヌ推進法の、今言われた、施策の推進法に関するその法律の附則で五年後の見直しとなっております。現在の検討状況を最後に聞きしたいと思います。

○政府参考人(田村公一君) お答えいたします。アイヌ施策推進法附則第九条におきましては、

「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており。

アイヌ施策推進法は令和元年五月に施行されており、それから五年経過後の令和六年五月以降に法の施行状況について検討を行う考えでございます。

○紙智子君 参議院の附帯決議の中でも差別的な言動をやっぱり解消していくという問題や具体的な措置を求めているわけで、やっぱり、国内の政策の検証と、それから世界の動きを把握して、アイヌ新法を発展させるように強く求めまして、質問を終わります。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。沖縄防衛局要請における人数制限について伺います。

沖縄県選出の国会議員は、米軍基地に起因する、例えば、弾薬庫建設やミサイル基地建設に対する反対、それからオスプレイの飛行停止等、市民団体とともに沖縄防衛局に要請をされてきました。沖縄防衛局要請の出席者は、国会議員を含めて五名までの出席しか許可されていません。これはコロナ対策として始まったのですけれども、現在はこの人数の制限を行う必要はもうないんじゃないかと思えます。国会議員は局長に対応していただくために市民団体の要望で同行する立場ですが、五名枠に入れないで出席できない、その場にいながら出席できない国会議員もいるわけです。

五人枠は見直すべきではないですかということ、防衛省に伺いたいと思えます。

○政府参考人(山野徹君) お答え申し上げます。沖縄防衛局におきまして要請書等を受け取る際に要請者の人数を五名までに制限していることは承知をしております。今後早急に見直す考えでございます。

○高良鉄美君 ありがとうございます。

やっぱり、広い部屋にたった五人でいるというの、何かこれ嫌がらせかなと思うようなものもあるということですね。やっぱり、那覇であつたこの沖縄防衛局がわざわざ嘉手納にということ、嘉手納町の要望だったわけですね。移動していませんね、今ね。ですから、沖縄の立場に立って一緒にこの米軍の問題を共有して本省に上げていたのだと、そういう気持ちからですかね。中には、もう沖縄防衛局じゃなくて米軍防衛局じゃないかと、こういうようなやゆもあるもので、しっかりとそういうふうにならないよう頑張っていたきたいと思います。

次に、北部訓練場跡地の米軍の廃棄物の処理について質問します。

世界自然遺産に登録された沖縄本島北部に隣接する北部訓練場は、かつて七千五百ヘクタールを有する沖縄最大の米軍基地、米軍施設・区域でしたが、七年ほど前に四千ヘクタールが返還されました。かなり大きくて、これは那覇市がすっぽり入る広さです。この返還地がですね、ところが、この返還跡地からドラム缶や土のう、空包あるいは薬きょうなど、アメリカ軍のものと思われる廃棄物が残され、長らく放置されています。チヨウ類研究家の宮城秋乃さんが発見した弾薬類などの写真が今日の配付資料の沖縄タイムスの記事で紹介されております。

沖縄タイムスの記者によると、二〇一六年十二月に北部訓練場の過半が返還されて以降、沖縄防衛局の事業で回収された廃棄物の種類と総量は、缶、缶、プラスチック等の混合ごみが約一万七千キログラム、テレビ、エアコンが三台、凹凸のある大型鉄板二百六十三枚、一万四千七百キログラムですね、空包類約五万二千発もあり、当局が実施した事業に要した費用は、返還から二〇二二年までの実績で約七億円を要しています。つまり、米軍のごみに七億円も使ったということです。

今年十月、沖縄県環境部の職員五人と宮城秋乃さんが五時間を掛けて視察されています。日米地

位協定にはアメリカ軍が基地として使った土地の原状回復義務がないために、返還に伴い原状回復の役割を担っているのは日本側になりますが、国が調査した場所は返還地全体の僅か〇・〇一%ほどにとどまっています。

二〇二二年度に沖縄防衛局が実施した最新の調査で、それでも、〇・六ヘクタールから廃プラスチックや金属くずなど二千五百キログラムに加え、一万四千発余りの空包が見付かったということです。これは〇・六ヘクタールの中にですよ。廃棄物が新たに見付ければ適切に対応するとしていますが、具体的な調査範囲や計画は明らかにされていません。

返還跡地では、これまで、体に悪影響を及ぼす化学物質PCBを含んだドラム缶なども次々と見付かっていて、国による支障除去は不十分だったと言わざるを得ません。世界自然遺産ですよ。原状回復に向けた進捗状況及び今後どのように原状回復していくのか、防衛省に伺います。お願いします、具体的に。

○政府参考人(山野徹君) お答え申し上げます。沖縄県における米軍施設・区域の返還に際しましては、跡地利用特措法の規定に基づき、返還地の有効かつ適切な利用が図られるよう、防衛省におきまして、返還地を土地所有者等に引き渡す前に土壌汚染調査等の支障除去措置を講じているところでございます。

御指摘の北部訓練場の返還に際しましては、国立公園への編入や世界自然遺産登録を目指す地元の御意向等を踏まえ、希少動植物の生態系に配慮しつつ、速やかな跡地利用が可能となるよう、廃棄物等が存在する蓋然性が高い範囲で支障除去措置を実施したところでございます。

なお、当該支障除去を実施するに当たりましては、土壌汚染対策法に定める手順を基に、外部有識者の監修の下、返還地全域を対象とした汚染等の蓋然性を把握するための資料等調査を実施したほか、事前に土地所有者や関係機関に対する説明も行ってまいります。

さらに、土地の引渡後も返還地から新たに廃棄物等が発見された場合には、土地所有者や関係機関と調整の上、防衛省において回収し、適切に処分を行っているところでございます。

防衛省といたしましては、引き続き、新たに廃棄物等が確認された場合には、土地所有者や関係機関と調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 米軍のごみをどうするかということですが、この汚染者負担の原則、これは、アメリカでは米軍が汚染した場所は米軍自身できれいにしないとイケない。それで、ほかの国でも同じように米軍はやっているわけですが、きれいにすること。でも、日本では汚染物質を放置しているわけです。この差別的な日米地位協定は見直すべきです、これは。

二〇一六年十二月に、先ほど、地位協定の関連でいえば、あのオスプレイの墜落もありましたけれども、二〇一六年十二月に名護市でオスプレイが墜落した際にも不時着水とされましたけれども、名護市は安部海岸に墜落とホームページに書いています。この墜落によって大破したオスプレイの写真も掲載されました。

米軍は、事故の僅か六日後にオスプレイの飛行を再開し、三週間後にはこの事故原因とされている極めて危険な空中給油訓練を再開しました。当時は、政府の自衛隊要請後、一日もたないうちに普天間からオスプレイが飛び立っています。しかも、沖縄防衛局によると、夜十時を過ぎて夜間飛行を行っていました。最終報告も出ていない中で、安全性の確認もないままオスプレイの飛行再開を認めてしまった。政府は批判的ですよ、こういうのは。

名護市の墜落事故で最も衝撃だったのは、この墜落だけじゃないんです。日本の防衛大臣の自衛隊要請をも米軍は無視できるということなんです。米軍が運用上必要と考えればいつでも飛行を再開できるわけです。これは不平等な日米地位協定があるためです。日米地位協定がある限り、日本政

府は米軍に対し無力であるということを変更して明確にしたと思います。抜本的に改定するのを考えてみないと、これ大変なことになりますよ。今回の屋久島のものもそういったものになると思います。実際、やっぱり沖縄ではもうその事故のときもずっと飛んでいますよ、屋久島の事故の後。昨日も、おとともです。そういうことでございます。

それでは、最後に、日台漁業協定及び先島諸島の漁業経営に対する支援について質問します。二〇一三年に締結された日台漁業協定から十年が経過しました。毎年四月から七月のクロマグロ漁期において、先島北方海域で台湾船の操業が昼夜を問わず行われ、日本船の操業ができない状態が恒常化しています。近年では、南側海域ですね、先島の南側海域でも台湾船の出現が確認されています。通常操業はますます困難になっており、漁業経営が厳しい状況に追い込まれています。

台湾船は、漁具への装備が禁止されているAISを使用し、潮流などの影響による日本側への漁具の流出を管理しています。外国船とのトラブルを極力対処できるように、日本側もGPSでの操業漁具の管理が可能となりましたが、GPSのブイはメーカーが値上げをしているため、漁業関係者からは更なる予算が必要だとの声が上がっています。この値上げは倍です。もう漁業をやっている方の、五十万とか百万までだったらというのが、これ二百万に上がっているわけです。

そういったものをサポートしないとイケないんじゃないかということで、予算を確保すべきではないですかということ、内閣府にお尋ねします。

○政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。一般論といたしましては、外国漁船の操業により影響を受ける漁業者への経営支援、こちらにつきましては、農林水産省が所管としまして予算措置等を行っているものというふうに承知してお

ります。

しかしながら、漁業は、沖縄、とりわけ離島地域等におきましては重要な産業でございます。沖縄振興を所管する立場としまして、議員の問題意識、また御指摘の先島諸島への漁業支援、こういったことにつきまして農林水産省の方にしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

○高良鉄美君 よろしくお願いたします。

先ほど紙委員から北方地域の漁業、操業の問題についてありましたけれども、沖縄の漁業は、先島地域は特に、そこに一番近い島は台湾です。これはもう国境になっていきますのでね。やっぱりそういった状況にあるということを一応念頭に置きまして、しかも、やっぱり安心して操業ができるということは、やっぱりその地域、今ミサイル配備がいろいろあるので、これは漁民にとっても安心してできない理由がいろいろあるわけですね。そういう中で、こういった装備をきちんと確保し、予算を確保して、GPSの対応をできるようにしていただければと思います。

○委員長(藤川政人君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会